

担当課	財政課	担当者	後藤
内線	2264	直通	092-643-3142
(子ども・子育て)			
担当課	子育て支援課	担当者	和田
内線	3238	直通	092-643-3258
担当課	児童家庭課	担当者	永松
内線	3242	直通	092-643-3255
(医療・介護)			
担当課	保健医療介護総務課	担当者	富田
内線	3012	直通	092-643-3239

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 9,933百万円

1. 社会保障施策の充実(4,632百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の地方消費税	その他	
子ども・子育て	児童措置費	9,404	1,651	9	417	7,327
	子ども・子育て支援新制度移行促進費	20,024	1,195	16,896	786	1,147
	児童虐待防止対策費	24	4		15	5
医療・介護	後期高齢者医療負担金	68,420			644	67,776
	国民健康保険助成費	50,031			2,034	47,997
	特定疾患対策費	8,470	4,208		677	3,585
	介護保険地域支援事業交付金	1,723			43	1,680
	診療報酬の充実	12,163	4,154	3	16	7,990
合計	170,259	11,212	16,908	4,632	137,507	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「特定疾患対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみは、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(5,301百万円)

○ 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。

※ なお、現時点で制度の詳細が明らかになっていない医療提供体制の改革のための新たな財政支援制度の創設については、制度の内容が判明した段階で対応する予定。